

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	24	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>		
要望項目名	鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>鉄道事業者等が取得するホームドアシステム及びその設置に係る償却資産 （1日あたりの利用者数10万人以上の駅又は1日あたりの利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく市町村が作成する基本構想に位置づけられた駅）</p> <p>鉄道事業者等が取得するエレベーター及びその設置に係る家屋及び償却資産 （1日あたりの利用者数3千人以上の駅）</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>固定資産税及び都市計画税：課税標準5年度分2/3</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第32項</p> <p>地方税法施行令附則第11条第33項、第34項及び第35項</p> <p>地方税法施行規則附則第6条第55項及び第56項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲315) [平年度] — (▲423)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題となっていることから、バリアフリー法に基づき鉄道をはじめとする公共交通機関のバリアフリー化を推進している。</p> <p>また、同法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針や交通政策基本計画において、各施設に係る令和2年度末までの整備目標を定め、当該基本方針等に基づき、1日あたりの利用者数10万人以上の駅におけるホームドアシステムの導入による転落防止、及び3千人以上の駅におけるエレベーターの設置等による段差解消を促進し、鉄道駅等におけるバリアフリー化を一層推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>バリアフリー化に伴う駅施設及び車両の整備は、鉄道事業者等にとってはその整備費用がかさむ一方、直接的な需要増には結びつかない投資であるため、バリアフリー法に基づく鉄道駅等におけるエレベーターの設置による段差解消等については、国・地方公共団体の支援とともに取組が行われているところ。</p> <p>現在、令和2年度末を整備目標とする基本方針や交通政策基本計画等に基づき、利用者数10万人以上の駅におけるホームドアシステムの早期導入や、利用者数3千人以上の駅における段差解消の実施などを推進しており、目標の達成に向けて、的確に対応することが必要である。</p> <p>他方、これらの整備を行う鉄道事業者等は、これまでに整備を重ねてきたエレベーター等のバリアフリー施設の維持管理のための負担が一層増大するとともに、それらの施設を更新するための費用も発生しているところであり、更なるバリアフリー化のための設備投資のインセンティブとして、本特例措置を継続することが必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	24-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3：総合的なバリアフリー化を推進する ○1日当たりの利用者数 10 万人以上の鉄道駅等におけるホームドアの優先的な整備 社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定） 交通政策基本計画（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）
	政策の達成目標	○公共施設等のバリアフリー化率（②段差解消をした旅客施設の割合） 目標値：100%（令和 2 年度） 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成 23 年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第 1 号） ○ホームドアの設置駅数 目標値：平成 25 年度 583 駅 ⇒ 令和 2 年度 約 800 駅 「交通政策基本計画」（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	1 年間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	○公共施設等のバリアフリー化率（②段差解消をした旅客施設の割合） 目標値：100%（令和 2 年度） ○ホームドアの設置駅数 目標値：800 駅（令和 2 年度）
政策目標の達成状況	業績指標 15：公共施設等のバリアフリー化率（②段差解消をした旅客施設の割合） 実績値：89%（平成 29 年度） 公共施設等のバリアフリー化率（③ホームドアの設置駅数） 実績値：783 駅（平成 30 年度）	
有効性	要望の措置の適用見込み	19 事業者（令和 2 年度にエレベーターの設置又はホームドアシステムの導入を予定しており、本税制の適用を受けると見込まれる事業者数）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	公共交通施設のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかさむ上、取得した施設等の維持管理にも継続的にコストが生じるものである。このため、取得した資産に係る固定資産税等を減額することにより、鉄道事業者等の負担が軽減されることから、更なるバリアフリー化施設等の整備・導入に対するインセンティブになるものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	地域公共交通確保維持改善事業：約 220 億円の内数（令和元年度予算） 鉄道駅総合改善事業：約 25 億円の内数（令和元年度予算） 都市鉄道整備事業費：約 60 億円の内数（令和元年度予算） 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業：約 55 億円の内数（令和元年度予算） 公共交通利用環境の革新等事業：約 55 億円の内数（令和元年度予算）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	公共交通施設のバリアフリー化については、ホームドアの設置等の一層の機能向上が求められている一方、過去に整備したエレベーター等に係る維持管理費用が増加している状況にある。上記予算措置は施設等を取得する際に活用されることを想定している一方、本特例措置は、取得した施設等の維持管理に係る負担を軽減するものである。
要望の措置の妥当性	ホームドアシステムの導入等、バリアフリー化施設の整備には多額の投資費用がかかる上、施設の維持・管理にも費用がかかるため、これらに対する鉄道事業者等の投資を促進するためには、予算措置により施設の取得に係る負担（インシヤルコスト）を軽減するとともに、本特例措置によって施設の維持管理に係る負担（ランニングコスト）の軽減によるインセンティブを与えることが必要である。	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度実績 23百万円 (10事業者) ・平成27年度実績 36百万円 (15事業者) ・平成28年度実績 58百万円 (17事業者) ・平成29年度実績 79百万円 (18事業者) ・平成30年度実績 104百万円 (19事業者) 												
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">平成27年度</th> <th style="text-align: center;">平成28年度</th> <th style="text-align: center;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税標準 (固定資産税)</td> <td style="text-align: right;">2,704,598</td> <td style="text-align: right;">4,216,469</td> <td style="text-align: right;">8,485,593</td> </tr> <tr> <td>(都市計画税)</td> <td style="text-align: right;">180,498</td> <td style="text-align: right;">323,743</td> <td style="text-align: right;">555,528</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	課税標準 (固定資産税)	2,704,598	4,216,469	8,485,593	(都市計画税)	180,498	323,743	555,528
	平成27年度	平成28年度	平成29年度										
課税標準 (固定資産税)	2,704,598	4,216,469	8,485,593										
(都市計画税)	180,498	323,743	555,528										
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を通じて、エレベーターの設置やホームドアシステムの導入に伴い取得した設備等の維持管理に係る負担が軽減されることから、更なるバリアフリー化を進めるためのインセンティブとして有効である。</p>												
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○公共施設等のバリアフリー化率 (②段差解消をした旅客施設の割合) 目標値：約97% (平成31年度) 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)</p> <p>○ホームドアの設置数 平成31年度 約773駅 「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)</p>												
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○段差解消をした旅客施設の割合 89% (平成29年度)</p> <p>○ホームドアの設置数 783駅 (平成30年度)</p>												
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成24年度 新設 平成26年度 延長 平成28年度 延長・拡充：ホームドアの適用要件として、「1日あたりの利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅」、及び「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき策定された移動等円滑化基本構想に位置づけられた駅」に拡充</p> <p>平成30年度 延長</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">ページ</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">24—3</td> </tr> </table>		ページ	24—3										
ページ	24—3												